

医療機関の方へ

「扶桑町一般不妊治療助成事業受診等証明書」記入 注意事項

1. 当該患者が行った不妊治療について、該当箇所の□にチェックを入れ、実施回数等をご記入ください。
2. 院外処方の有無が「有り」の場合、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」にご記入をお願いします。その際、薬局の領収書から金額を転記してください。
3. 「本人負担額の内訳」欄には、当該患者に関して行った一般不妊治療にかかる費用のみをご記入ください。（体外受精、顕微授精を除く。）
4. 文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。

参考：対象となる人工授精の範囲は下記のとおりです。

- ①事前検査として実施する精子の細菌学検査費用
- ②採精（事前採取も含む。）費用
- ③精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
- ④精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
- ⑤排卵誘発のためのHCG注射
- ⑥精子を子宮内に注入するために要する費用
- ⑦人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等